

令和 6 年 8 月 13 日

「令和 7 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に
同封するリーフレット等の印刷及び封入封緘業務の委託（概算契約）に係る質問回答書

大阪市職員共済組合

質問	回答
<p>■ 封入用封筒について</p> <p>長 3 窓あき封筒と記載があるが、洋 0 / 洋長 3 封筒への規格変更は可能でしょうか。</p> <p>（封筒長辺に蓋フラップがある形状です）</p> <p>上記洋 0 / 洋長 3 封筒の場合ですと、機械封入ができ品質面の保証、及び安価でのご提示が可能です。</p>	<p>封筒は、長 3 窓開き封筒（アラビア糊付）から、洋 0 / 洋長 3 窓開き封筒（アラビア糊付）に変更します。</p>
<p>■ 印刷物校正について</p> <p>校正については、PDF（データ）上でのやり取りを想定して問題ないでしょうか。</p> <p>都度、校正紙のご提示が必要でしょうか。</p>	<p>校正は PDF（データ）でのやり取りで問題ありません。</p> <p>また、都度の校正紙の提示は不要ですが、最終校了前に一度紙媒体で確認します。</p>
<p>■ 納品形態について</p> <p>最終納品に関して、御社へご納品指定と拝見しております。</p> <p>納品形態は、ケースでしょうか。ブルーケースのようなものでしょうか。</p> <p>ご指定の形態がありましたらご教示ください。</p>	<p>回収が必要のないケース等の箱状のものにて、納品をお願いします。</p>
<p>【仕様書 3 業務内容等】</p> <p>最初のデータ(Excel)とは印刷用原稿データのことでしょうか。フルカラーデータでしょうか。</p> <p>簡易校正は Excel の初稿をベースとして体裁を調整するようなものでしょうか。</p>	<p>最初にお渡しするデータ（Excel）はフルカラーになりますので、2 色刷りに適したデータに変換していただく必要があります。</p> <p>簡易校正は Excel の初稿をベースに体裁の調整となります。</p>

<p>2色刷りとのことですが、2色の色指定は頂けるのでしょうか。</p> <p>1色目が墨で2色目が墨以外のカラー部分で宜しいでしょうか。</p> <p>カラー部分は指定した色で自動的に彩色される形で宜しいでしょうか。</p>	<p>2色刷りの色についてはリーフレット、パンフレットともに1色目が墨、2色目は赤で想定しています。</p> <p>彩色については濃淡等の調整がありますので、受注者と協議のうえ決定します。</p>
<p>【仕様書3 業務内容等】</p> <p>長3窓開き封筒は、洋長3（洋0）で対応可能でしょうか。</p> <p>機械封入が可能なように封筒フラップが折れた(畳んだ)状態での提供は可能でしょうか。</p>	<p>封筒は、長3窓開き封筒（アラビア糊付）から、洋0/洋長3窓開き封筒（アラビア糊付）に変更します。</p> <p>封筒は封筒フラップが折れた(畳んだ)状態で提供します。</p>
<p>【仕様書3 業務内容等】</p> <p>資材について昨年度の見本品を見せて頂けないでしょうか。</p> <p>可能であれば発注者作成分と受注者作成分の両方を希望します。</p> <p>色上質中厚口の色は1種類でしょうか。「扶養親族等申告書」の紙質を教えてください。</p>	<p>昨年度の発注者作成分のリーフレットおよびパンフレットのひな形、受注者作成分のリーフレット、パンフレットのデータを添付していますのでご確認ください。</p> <p>パンフレットのひな形は、発注者で一部変更した後に最初のデータ（Excel）としてお渡しします。</p> <p>色上質中厚口の色は1種類になります。</p> <p>「扶養親族等申告書」の紙質は上質紙（連量 四六版 55kg）になります。</p>
<p>【仕様書3 業務内容等】</p> <p>「扶養親族等申告書」は宛名部分が印字済みとの認識で宜しいでしょうか。</p> <p>連番印字は、OCRフォントでフォントサイズ9～10ポイントで対応可能でしょうか。</p> <p>連番数字の前か後ろに「#」を付けることは可能でしょうか。例：#100001</p>	<p>「扶養親族等申告書」の宛名部分及び連番数字については、印字済みです。</p>
<p>【仕様書5 留意事項(7)その他】</p> <p>「処理件数の概ね3%以上が破損した場合は、それに使用した、リーフレット等を受注者において弁償すること。」とは、どういうことでしょうか。</p> <p>「扶養親族等申告書」損紙の費用分を弁償するとの意味でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>扶養親族等申告書の1枚当たりの単価は16.5円（税込み）で計算します。</p>

「令和6年分扶養親族等申告書」について

ご提出前に必ずご確認ください。

- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、押印は不要です。
なお、押印された場合でもそのままご提出ください。押印されていることを理由に申告書をお返しすることはありません。ご本人以外の方が代筆する場合についても、押印は必要ありません。
- ・申告する方の個人番号(マイナンバー)記入欄が「***」と印字されている方は、既に申告済みであるため、記入は不要です。なお、空欄の方は「変更あり」に☑をして、個人番号(マイナンバー)および申告するすべての事項を記入してください。
- ・「変更なし」に☑をして提出された場合は、受給者の氏名以外の項目に追記、訂正、削除がある場合でも前年の申告内容どおりの取扱いとなりますのでご注意ください。

提出前に次の項目についてご確認ください。

漏れがあると不備になりますのでご注意ください。

- 黒ボールペン等 (消えないもの) で記入しましたか？
- 「変更なし」または「変更あり」の□に✓をしましたか？
- 「提出年月日」、④欄「受給者の氏名(漢字)」「電話番号」の記入をしましたか？
- 「変更あり」の場合は、申告される方の必要事項を全て記入しましたか？
(④欄「①～③」 ⑤欄「④～⑧」 ⑥欄「⑨～⑬」)

提出期限 令和5年11月6日(月)

- ・同封の返信用封筒に84円(普通郵便)切手を貼って投函してください。
なお、別途料金が加算されますが、書留等配達状況が記録される郵送方法をご希望の方は、お近くの郵便局でご相談ください。
- ・申告書の発送直後は、電話がつながりにくくご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

令和6年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」記入例

見本

【必須】
令和5年分（昨年分）の申告内容から変更がない場合には「変更なし」に、変更がある場合には「変更あり」の□に✓をしてください。

※以下のすべてに該当する場合、提出は不要です。

- ①控除対象となる配偶者または扶養親族がない。
- ②本人が障害者またはひとり親・寡婦にも該当しない。
- ③令和6年中に退職所得を受ける見込みのある控除対象配偶者または扶養親族がない。

問い合わせ先
年金証書記号番号

「変更あり」の場合は、申告される方の必要事項を全て記入してください。
A欄「①～③」
B欄「④～⑧」
C欄「⑨～⑬」

この申告書を提出される方は、赤枠で囲われた欄は必ず記入し、用紙は切り取らず、ご提出ください。

なお、本人が障害者・寡婦等に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族（右下【注意事項】を参照）がない方は提出不要です。

変更なしに該当する方
印字されている令和5年分扶養親族等の内訳欄）に「変更あり」に該当する方は、記入不要です。

- 1 婚姻、就職、死亡等
- 2 令和6年中に退職所得を受ける見込みのある扶養親族等がいる方
- 3 令和5年分「退職所得あり」で申告した配偶者または扶養親族が令和6年に退職所得を受ける見込みがない方
- 4 扶養親族等が令和6年中に16歳、19歳、23歳または70歳になる方
- 5 令和5年分で国外居住者として申告した扶養親族が令和6年に30歳に到達する方
- 6 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
- 7 令和5年分「扶養親族等」を記入している方
- 8 変更ありに該当する方は、令和6年「提出年月日」を記入してください。

【必須】
「提出年月日」を記入してください。

※上記欄には、変更箇所だけでなく、申告するすべての事項を記入してください。

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和5年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

1 令和5年分から「変更なし」で申告します

→提出年月日、A受給者欄の氏名及び電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。

2 令和5年分から「変更あり」で申告します

→令和5年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。変更なし欄に「*」が印字されている方で令和6年は、変更ありの□に✓をし、申告するすべての項目を記入してください。

扶養親族等の内訳	本人	障害者	配偶者	扶養親族	障害者	特別障害者	障害者	特別障害者	障害者	特別障害者	障害者	特別障害者	障害者	特別障害者	障害者	特別障害者	障害者	特別障害者
課税区分	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45

A 受給者

氏名 フリガナ キョウサイ タロウ
氏名 共済 太郎

電話番号 () - () - ()

生年月日 * * 昭 * 〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男

1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要) 区分 普通障害 等級 3 交付年月日・内容 〇〇年〇月〇日

2 本人所得 (該当なしの場合は記入不要) 年間所得の見積額が900万円を超える場合は、右の□に✓をしてください。

3 配偶者の有無 配偶者がいる 配偶者がいない

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

氏名 フリガナ キョウサイ ハナコ
氏名 共済 花子 華子

続柄 ()

生年月日 * * 昭 * 〇〇年〇月〇〇日

マイナンバー 収録済 * * * * *

C 扶養親族

9 控除対象扶養親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満)

氏名 フリガナ キョウサイ イチロウ
氏名 共済 一郎

続柄 ()

生年月日 * * 昭 * 〇〇年〇月〇〇日

マイナンバー 収録済 * * * * *

10 同居等の区分 同居 () 別居 () 非居住者 ()

11 年間所得の見積額 48万円以下 () 48万円超 ()

12 障害 (該当なしの場合は記入不要) 区分 普通障害 () 特別障害 () 等級 1

19～22歳の場合は「特定」に、70歳以上の場合は「老人」に○をつけてください。

個人番号（マイナンバー）欄が「収録済」と印字されている方は、記入不要です。

扶養から外す場合は、二重線で抹消してください。訂正印は不要です。

令和5年時点の扶養親族等の内訳を表しています。別冊【令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き】のP3「扶養親族等の内訳」欄についてを参照してください。

【必須】
「電話番号」を記入してください。

【必須】
「氏名」等を記入してください。※押印は不要です。

【必須】
「電話番号」を記入してください。

配偶者の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合は、「老人」に○をつけてください。

扶養親族所得を含む。が配偶者所得の見積額（退職所得の見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は年間所得の見積額は収入から控除額等を差し引いた額）が複数ある場合は種類ごとの所得の見積額法を参照してください。

②本人所得が900万円を超えている場合であっても配偶者所得が48万円以下であれば障害者控除を受けることができます。上記に該当する場合は、障害の状態を必ず記入してください。

氏名	続柄	生年月日	10 種別	11 同居等の区分	12 年間所得の見積額	13 障害
共済 一郎	子	〇〇年〇月〇日	特定 (老人)	同居	48万円以下	普通障害
共済 次郎	子	〇〇年〇月〇日	特定 (老人)	同居	48万円以下	普通障害
共済 太郎	本人	〇〇年〇月〇日	特定 (老人)	同居	48万円以下	普通障害
共済 花子 華子	配偶者	〇〇年〇月〇日	特定 (老人)	同居	48万円以下	普通障害

14 概要

①代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名

②控除対象配偶者、扶養親族が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所

③控除対象配偶者、扶養親族が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所（別途添付が必要な書類があります。別冊【令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き】P7を参照してください。）

④同一生計内に所得者が2人以上いる場合⇒その扶養親族およびその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所

⑤控除対象配偶者、扶養親族が個人番号（マイナンバー）を変更した場合⇒扶養親族の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）

年間所得の見積額の計算については、別冊【令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き】P8～10を参照してください。

※計算の結果、見積額がマイナスになった場合および0円の場合（収入がない場合含む）は「48万円以下」に○をしてください。

住所 東京都千代田区二番町2番地
東京グリーンパレス
法人番号 4010005002573

【変更あり】の場合のみ記入してください。
⑤「配偶者の区分」については、年金のみで該当している場合は□に✓をしてください。該当しない方については、年間所得の見積額を所得欄上段に記入し、退職所得がある方は退職所得を除いた金額を下段にご記入ください。（「収入」金額ではありません）

年間所得の見積額の計算については、別冊【令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き】のP8～10を参照してください。
(注) 障害者・老人控除は、配偶者所得が48万円以下の場合のみとなります。

個人番号（マイナンバー）欄が「収録済」と印字されている方は、記入不要です。

変更がある場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。

令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き

詳しくは、この手引きをご覧ください。 ○○○○職員共済組合

必ずお読みください

※「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、本手引の2ページから12ページを参照してください。

※「扶養親族等申告書」の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和5年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和5年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。

令和6年分の申告書を提出する場合は、「扶養親族等申告書」の「変更あり」の□に必ず✓をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。

※「扶養親族等申告書」の「変更ありに該当する方」1～8以外にも、職場を退職したこと等により令和6年から人的控除を希望する場合は、「変更あり」の□に✓をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。

※本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族がない方は提出不要です。

※個人番号（マイナンバー）の記載が法律により義務化されました。個人番号（マイナンバー）に関する税法上のお問い合わせは、お近くの税務署へお願いします。

《提出にあたって》

提出期限は、令和5年 月 日（ ）です。

- 提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。
- 赤線で囲われた項目（「変更なし」「変更あり」、「提出年月日」、
①欄「受給者の氏名（漢字）」、「電話番号」）の記入をしましたか。
- 印字内容に不備はありませんか。

お問い合わせ先

○○○○○職員共済組合 ○○○課

TEL ○○○-○○○-○○○

『令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

※以下のすべてに該当する場合、**提出は不要**です。

- ①本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ②控除対象となる配偶者または扶養親族がない。
- ③令和6年中に退職所得を受ける見込みのある控除対象配偶者または扶養親族がない。

令和5年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

- 1 令和5年分から「**変更なし**」で申告します。
 - 提出年月日、**A**受給者欄の氏名及び電話番号を記入し、ご提出ください。
他の項目の記入は不要です。
- 2 令和5年分から「**変更あり**」で申告します。
 - 令和5年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。
のうえ、**変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。**
※変更なし欄に***が印字されている方で令和6年分の申告書を提出する場合は、変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。

○申告書の内容をご確認ください。

前年から「変更なし」の場合

⇒ 1（変更なし）の□に✓をしてください。

前年から「変更あり」の場合

⇒ 2（変更あり）の□に✓をしてください。

提出年月日 令和 ○ 年 ○○月 ○○日

○提出年月日を記入してください。

A 受給者	フリガナ	ネンキン タロウ	電話番号	(XX) XXX - XXX
	氏名	年金 太郎	生年月日	明 大 昭 年 月 日 性別

○**A**欄の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名（フリガナ）をご確認ください。

※代理の方が記入する場合は申告書**D**欄に代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

「変更なし」の場合

○**A**・**B**・**C**欄を訂正または追加してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は不要です（下記の「訂正の例」、「抹消の例」を参照してください。）。

※黒ボールペン等でご記入ください。

（例は朱字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペンで訂正してください。）
（書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください。）

<訂正の例>

B 控除対象となる配偶者	④	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
	フリガナ	ネンキン ユリコ ユミコ
氏名	年金 由里子 由美子	

※**B**・**C**欄の記入が不要な場合
控除対象となる配偶者、親族がない場合

<抹消の例>

B 控除対象となる配偶者	④	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
	フリガナ	ネンキン ユリコ
氏名	年金 由里子	

○**D**欄を記入してください。

記入事項については、本手引5ページをご覧ください。

○封筒に切手を貼って提出

法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。

「令和5年扶養親族等の内訳」欄について

この欄は、令和5年の扶養親族等の有無を確認するために使用します。

扶養親族等の内訳	課税区分	本人			源泉控除対象配偶者	扶養者数				障害			非居住者親族	
		寡婦等	障害			特 定	老 人	16 歳 未 満	一 般	特別		普 通		
			特 別	普 通						同 居	別 居			
	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
令和5年	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	

本人が寡婦・ひとり親や障害に該当した場合、扶養親族があった場合は、該当する「イ～ス」欄に「0」以外の数字が印字されています。

○課税区分…「1」または「2」は、令和5年分の扶養親族等申告書を提出された方の区分です。

「3」は、令和5年分の扶養親族等申告書を提出されていない方の区分です。

「4」は、令和5年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった方の区分です。

※課税区分が「3」「4」の方は、令和5年の欄が***で消されます。

○寡婦等…「1」は寡婦、「4」はひとり親に該当された方の区分です。

○源泉控除対象配偶者…「1」は70歳未満、「2」は70歳以上（老人）の方の区分です。

○「40」欄（黒塗り）…管理項目のため、確認していただく必要はありません。

用語の説明

○「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。

代表的な例は次のとおりです（詳細は国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。）。

障害者に該当しても、該当者の年間所得見積額が48万円を超える場合は、障害者控除の対象となりません。

障害者	障害者区分	
	普通障害者	特別障害者
精神に障害がある方で 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の 障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で 身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が 3級から6級の方	障害の程度が 1級または2級の方

※介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることはできません。詳しくは市役所等にお問い合わせください。

○「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方です。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係（※3）	控除の区分 控除額（年額）
500万円以下 （※1）	男性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
		子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
	女性	扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦 （27万円）
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦 （27万円）

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限り、48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※3：住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

○「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「老人扶養親族」とは、昭和30年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

『令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください。）。

C 扶養親族

右面

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	11 同居等の区分		12 所得所得の区分	手帳の種類
				国内居住の有無	同居の有無		
年金 花子	ネンキン ハナコ	子	明大昭和令 年 月 日	同居	同居	区分	手帳の種類
年金 和也	ネンキン カズヤ	子	明大昭和令 年 月 日	同居	同居	区分	手帳の種類
年金 拓也	ネンキン タクヤ	子	明大昭和令 年 月 日	同居	同居	区分	手帳の種類

内容をご確認のうえ、訂正または追加でご記入ください。

個人番号（マイナンバー）については、4ページをご確認ください。

④ 摘要欄の記入例

- ・別居の場合
年金 花子
東京都千代田区〇〇
- ・非居住者の場合
年金 拓也
アメリカ合衆国〇〇州 〇〇
- ・個人番号を変更した場合
年金 和也
変更後の個人番号
3333333333
- ・代理の方が記入する場合
年金太郎に代わり、私が代理で記入しました。 代筆者 年金 花子

D 摘要欄

14

摘要

- ④ 摘要欄に以下の内容をご記入ください。
- 控除対象配偶者、扶養親族が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所
 - 控除対象配偶者、扶養親族が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所
（別途書類を添付する必要があります。本手引9ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」をご確認ください。）
 - 控除対象配偶者、扶養親族が個人番号（マイナンバー）を変更した場合
⇒扶養親族の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）
 - 同一生計内に所得者が2人以上いる場合（他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合）
⇒その扶養親族およびその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
 - 代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名

記入項目について①

令和5年分から扶養状況に変更がありましたか？

※①～③欄の記入内容をご確認いただき、必ずどちらか一方の□に✓をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「変更なし」の□に✓をし、提出年月日、①欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「変更あり」の□に✓をし、提出年月日、①欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

A 「受給者」欄

1 本人障害【手引3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、手帳の種類のいずれかに○をし、障害等級、交付年月日などをご記入ください。

障害を示す書類（手帳の写しなど）は不要です。

2 本人所得【手引10～12ページ「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、□に✓をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

3 寡婦・ひとり親の申告【申告書裏面 寡婦・ひとり親の判別方法を参照】

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または

「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当した

ものの□に✓をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

配偶者を源泉控除対象者として申告する場合は②へ進んでください。

配偶者以外に、申告する扶養親族がいる場合は、③へ進んでください。

B 「控除対象となる配偶者」欄

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限ります。）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分【手引10～12ページ「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は□に✓をしてください。

それ以外の場合は年間所得見積額（所得の見積額がマイナスとなる場合は、ゼロ）を必ずご記入ください。

また、配偶者が令和6年中に退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を○で囲み、退職所得を除いた年間所得見積額を必ずご記入ください。

記入項目について②

6 同居・別居・非居住者の区分

【手引9ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居か非居住者（国内に住所を有しない方）のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書の④欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」の場合は、申告書の④欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

7 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和30年1月1日以前に生まれた方）を「老人」と省略して記載しています。

8 配偶者障害 【手引3ページ「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

記入方法は①をご覧ください。

※配偶者が障害者に該当しても、年間所得見積額が48万円を超える場合は障害者控除の対象外です。

C 「扶養親族」欄

9 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

控除対象扶養親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上：平成21年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：扶養親族のうち、平成21年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人・16歳未満の種別 【手引き3ページ 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは】を参照】

扶養親族がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

11 同居等の区分・国外居住の有無

【手引9ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書の④欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をして、④欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

なお、いずれの条件にも該当しない場合、区分は記入不要です。

(1) 対象者の年齢が30歳未満、または70歳以上である場合

「別居」、「国外居住」、「30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

※30歳未満＝平成7年1月2日以後生まれの方 70歳以上＝昭和30年1月1日以前生まれの方

(2) 対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「別居」、「国外居住」、「留学」に○をしてください。

②対象者が障害者に該当する場合

「別居」、「国外居住」、「障害者」に○をしてください。

また、申告書の⑬「障害」欄もご記入ください。

③対象者が受給者から生活費または教育費に充てるため送金を年間38万円以上受ける見込みである場合

「別居」、「国外居住」、「年38万円以上送金」に○をしてください。

記入項目について③

① 年間所得の見積額 【手引10～12ページ「年間所得の見積額」の計算方法を参照】

扶養親族の令和6年の年間所得見積額を計算し、「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○をしてください。

また、扶養親族が退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に○をして、退職所得を除いた年間所得見積額をご記入ください。

⑬ 障害 【手引3ページ「普通障害者」「特別障害者」とはを参照】

記入方法は①をご覧ください。

D 「摘要」欄

⑭ 摘要 【手引5ページを参照】

「本人所得」及び「配偶者の区分」について

< 配偶者控除等（源泉徴収時）の要件 >

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除※1	控除対象外※3
	900万円超	障害者控除※2		

※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

配偶者や扶養親族が退職所得を受ける見込みである場合

○所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。
申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

○お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

⇒ 配偶者または扶養親族が令和6年に退職所得を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「（退職所得を含んだ）年間所得見積額」とは別に、「退職所得を除いた年間所得見積額」をご記入ください（退職所得の計算方法は、12ページをご確認ください）。

「退職所得を除いた」年間所得見積額を記入し、提出すると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。配偶者または扶養親族が退職所得を受ける見込みがない場合は、「退職所得を除いた」年間所得見積額の記入は不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

○前年に「退職所得あり」で配偶者・扶養親族を申告された方

令和6年に退職所得を受ける見込みがない場合、配偶者の場合は年間所得の見積額を記入し、扶養親族の場合は「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○を記入して、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「前年から変更なし」で提出されると、前年と同じ金額の退職所得を受ける見込みであるという内容の申告

国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合

○「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

○「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、親族関係書類（※）を申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）

○配偶者が国外居住（非居住者）である場合

控除対象となる配偶者が国外居住（非居住者）である場合は、申告書の⑥「同居、別居、非居住者」欄の「非居住者」に○をして、申告書の④欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

○配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）である場合

<控除対象となる要件>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合は、このような要件はありません。）。

扶養親族が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①対象者の年齢（※1）が30歳未満、または70歳以上であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者（※2）に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者から、その年において生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満 = 平成7年1月2日以降生まれの方

70歳以上 = 昭和30年1月1日以前生まれの方

※2 障害者に該当するかは、3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」をご覧ください。

<記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、申告書の⑪「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をして、④欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

なお、上記①から④いずれにも該当しない場合は、区分の○は記入不要です。

上記①、②、③に該当する場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

また②に該当する場合は、「親族関係書類」と併せ、「留学の事実がわかる書類」（※）を添付してください。

③または④に該当する場合の「障害状態を証明する書類」「送金を証明する書類」は添付不要です。

※現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの（外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です）。

○前年に非居住者として申告した扶養親族が30歳に到達する場合

前年に非居住者（「30歳未満・70歳以上」）として申告した扶養親族が、令和6年に「30歳以上」となる場合、令和6年分の控除対象とならなくなります。

令和6年分に引き続き控除を受けるためには、9ページ<控除対象となる要件>の②～④のうち申告書の該当する区分に○を記入のうえ、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算していただき、その金額を合計した額が所得見積額となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合※の公的年金等控除額

年金を受け取る方の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和35年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 (昭和35年1月2日以降生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合の年間所得の見積額

145万円（受け取る年金額）－ 110万円（公的年金等控除額）＝ 35万円（年間所得の見積額）

《計算例②》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合の年間所得の見積額

50万円（受け取る年金額）－ 60万円（公的年金等控除額）＝ 0万円（年間所得の見積額）（※）

※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

「年間所得の見積額」の計算方法②

2. 収入が給与の場合の計算方法

$$\text{「給与の収入金額 (B)」} - \text{「給与所得控除額」} - \text{「所得金額調整控除額」} = \text{「給与所得の金額」}$$

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》 給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額

$$90\text{万円 (給与の収入金額)} - 55\text{万円 (給与所得控除額)} = 35\text{万円 (年間所得の見積額)}$$

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

① 公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額 (※)} + \text{給与所得控除後の給与等の額 (※)} - 10\text{万円}$$

(※) 10万円を超える場合は10万円

《計算例》 65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）

および給与収入額が200万円の場合

$$\text{給与所得控除額} : 200\text{万円 (給与の収入金額)} \times 30\% + 8\text{万円} = 68\text{万円}$$

$$\text{所得金額調整控除額} : 10\text{万円 (年金所得の上限額)} + 10\text{万円 (給与所得の上限額)} - 10\text{万円} = 10\text{万円}$$

$$\begin{aligned} \text{給与所得額} & : 200\text{万円 (給与の収入金額)} - 68\text{万円 (給与所得控除額)} \\ & - 10\text{万円 (所得金額調整控除額)} = 122\text{万円} \end{aligned}$$

② 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23歳未満の扶養親族がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額 (※)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》 給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

$$\text{給与所得控除額} : 195\text{万円}$$

$$\text{所得金額調整控除額} : (1,000\text{万円 (給与の収入の上限額)} - 850\text{万円}) \times 10\% = 15\text{万円}$$

$$\begin{aligned} 1,200\text{万円 (給与の収入金額)} - 195\text{万円 (給与所得控除額)} \\ - 15\text{万円 (所得金額調整控除額)} = 990\text{万円 (年間所得の見積額)} \end{aligned}$$

「年間所得の見積額」の計算方法③

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$\left(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」} \right) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

○計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

○退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
譲渡所得	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額
雑所得（公的年金等以外）	総収入金額 - 必要経費

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

「令和6年分扶養親族等申告書」について

ご提出前に必ずご確認ください。

- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、押印は不要です。
なお、押印された場合でもそのままご提出ください。押印されていることを理由に申告書をお返しすることはありません。ご本人以外の方が代筆する場合についても、押印は必要ありません。
- ・申告する方の個人番号(マイナンバー)記入欄が「***」と印字されている方は、既に申告済みであるため、記入は不要です。なお、空欄の方は「変更あり」に☑をして、個人番号(マイナンバー)および申告するすべての事項を記入してください。
- ・「変更なし」に☑をして提出された場合は、受給者の氏名以外の項目に追記、訂正、削除がある場合でも前年の申告内容どおりの取扱いとなりますのでご注意ください。

提出前に次の項目についてご確認ください。

漏れがあると不備になりますのでご注意ください。

- 黒ボールペン等 (消えないもの) で記入しましたか？
- 「変更なし」または「変更あり」の□に✓をしましたか？
- 「提出年月日」、④欄「受給者の氏名(漢字)」「電話番号」の記入をしましたか？
- 「変更あり」の場合は、申告される方の必要事項を全て記入しましたか？
(④欄「①～③」 ⑤欄「④～⑧」 ⑥欄「⑨～⑬」)

提出期限 令和5年11月6日(月)

- ・同封の返信用封筒に84円(普通郵便)切手を貼って投函してください。
なお、別途料金が加算されますが、書留等配達状況が記録される郵送方法をご希望の方は、お近くの郵便局でご相談ください。
- ・申告書の発送直後は、電話がつながりにくくご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

令和6年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」記入例

見本

【必須】
令和5年分（昨年分）の申告内容から変更がない場合には「変更なし」に、変更がある場合には「変更あり」の□に✓をしてください。

※以下すべてに該当する場合提出は不要です。

①控除対象となる配偶者または扶養親族がない。

②本人が障害者またはひとり親・寡婦にも該当しない。

③令和6年中に退職所得を受ける見込みのある控除対象配偶者または扶養親族がない。

「変更あり」の場合は、申告される方の必要事項を全て記入してください。
 (A)欄①～③
 (B)欄④～⑧
 (C)欄⑨～⑬

【変更あり】の場合のみ記入してください。

⑤「配偶者の区分」については、年金のみで該当している場合は□に✓をしてください。

該当しない方については、年間所得の見積額を所得欄上段に記入し、退職所得がある方は退職所得を除いた金額を下段にご記入ください。（「収入」金額ではありません）

年間所得の見積額の計算については、別冊【令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き】のP8～10を参照してください。
 （注）障害者・老人控除は、配偶者所得が48万円以下の場合のみとなります。

個人番号（マイナンバー）欄が「収録済」と印字されている方は、記入不要です。

変更がある場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。

この申告書を提出される方は、赤枠で囲われた欄は必ず記入し、用紙は切り取らず、ご提出ください。

なお、本人が障害者・寡婦等に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族（右下【注意事項】を参照）がない方は提出不要です。

変更なしに該当する方が「収録済」と印字されている方は、記入不要です。

- 1 婚姻、就職、死亡等
- 2 令和6年中に退職所得を受ける見込みのある扶養親族等がある方
- 3 令和5年分「退職所得あり」で申告した配偶者または扶養親族が令和6年に退職所得を受ける見込みがない方
- 4 扶養親族等が令和6年中に16歳、19歳、23歳または70歳になる方
- 5 令和5年分で国外居住者として申告した扶養親族が令和6年に30歳に到達する方
- 6 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
- 7 令和5年分「マイナンバー（個人番号）」を記入していない方
- 8 変更ありに該当する方は、記入不要です。

※上記1～7は、変更箇所だけではなく、提出してください。

【必須】
「提出年月日」を記入してください。

19～22歳の場合は「特定」に、70歳以上の場合は「老人」に○をつけてください。

9 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）		続柄	生年月日	10 種別	11 同居等の区分	12 年間所得の見積額	13 障害
氏名	共済 一郎	子	昭和30年10月10日	特定 老人	同居	48万円以下	区分 普通障害 等級 交付年月日・内容
氏名	共済 次郎	子	昭和31年11月15日	特定 老人	同居	48万円以下	区分 普通障害 等級 交付年月日・内容
氏名	共済 三郎	子	昭和32年12月20日	特定 老人	同居	48万円以下	区分 普通障害 等級 交付年月日・内容

扶養から外す場合は、二重線で抹消してください。訂正印は不要です。

令和5年時点の扶養親族等の内訳を表しています。別冊【令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き】のP3「扶養親族等の内訳」欄についてを参照してください。

【必須】
「電話番号」を記入してください。

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和5年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

1 令和5年分から「変更なし」で申告します

2 令和5年分から「変更あり」で申告します

提出年月日 令和 年 月 日

扶養親族等の内訳	本人	配偶者	扶養親族	障害者	特別障害者	普通障害者	非居住者
区別	27	29	30	31	32	33	34
種別	35	36	37	38	39	40	41

A 受給者

氏名 共済 太郎

生年月日 昭和30年10月10日 性別 男

1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要)

2 本人所得 年間所得の見積額が900万円を超える場合は、右の□に✓をしてください。

3 配偶者の有無

B 控除対象となる配偶者

氏名 共済 花子 華子

続柄 (夫)

生年月日 昭和30年10月10日

マイナンバー (個人番号) 収録済

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

5 配偶者の区分

6 同居、別居、非居住者

7 配偶者老人区分

8 配偶者障害 (該当なしの場合は記入不要)

14 摘要

- ◎欄「⑭摘要」に記入する項目について
- 代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名
- 控除対象配偶者、扶養親族が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所
- 控除対象配偶者、扶養親族が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所
（別途添付が必要な書類があります。別冊【令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き】P7を参照してください。）
- 同一生計内に所得者が2人以上いる場合⇒その扶養親族およびその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
- 控除対象配偶者、扶養親族が個人番号（マイナンバー）を変更した場合⇒扶養親族の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）

配偶者の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合は、「老人」に○をつけてください。

扶養親族所得の見積額（退職所得を含む）が配偶者所得の見積額を超過している場合は、収入から控除額等を差し引いた複数の収入がある場合は種類ごとの所得の見積額を参照してください。

◎用紙は切り取らず、ご提出ください。

②本人所得が900万円を超えている場合であっても配偶者所得が48万円以下であれば障害者控除を受けることができます。上記に該当する場合は、障害の状態を必ず記入してください。

〒100-0001 東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス 法人番号 40100050002573

控除対象となる配偶者及び被扶養者の記入確認方法

【令和6年中に控除対象となる配偶者または扶養親族がおらず、本人が障害者又または寡婦等にも該当せず、令和6年中に退職手当を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がない方】

⇒ 提出の必要はありません。

【令和6年から「変更なし」に該当する方】

※【令和6年から「変更あり」に該当する方】（参考例）の赤枠の事項に該当しない。

令和5年分の申告内容と変更がない方

⇒ 「変更なし」の□に✓をし、④欄の氏名、電話番号および提出年月日を記入し、提出してください。

【令和6年から「変更あり」に該当する方】（参考例）

次の赤枠のいずれかに該当する方は「変更あり」の□に✓をして追記、訂正、抹消をしてください。

扶養親族等が婚姻、就職、死亡等によって状況に変更がある方

⇒ 印字されている方を二重線で抹消・訂正し、他の申告される方の必要事項を全て記入してください
(④欄「①～③」⑤欄「④～⑧」⑥欄「⑨～⑬」)

⑤欄の配偶者の年齢が令和6年中に70歳（昭和29年1月2日～昭和30年1月1日生まれ）になる

受給者の年間所得の見積額

900万円超
900万円以下

⇒ ④欄「②本人所得」の□に✓をしてください

⇒ 配偶者の年間所得の見積額が48万円以下

配偶者の年間所得の見積額

48万円以下	48万円超～95万円以下
--------	--------------

⇒ ⑥欄「⑤配偶者の区分」で配偶者の収入が年金のみであれば□に✓をし、それ以外の方は所得を記入してください

⇒ ⑥欄「⑥配偶者の区分」で配偶者の収入が年金のみであれば□に✓をし、それ以外の方は所得を記入してください

⇒ ⑥欄「⑤配偶者の区分」の所得欄に所得金額を記入してください

⇒ 「⑦配偶者老人区分」の「老人」に○をしてください

障害区分に変更がある

受給者
配偶者
扶養親族

⇒ ④欄「①本人障害」に必要事項を全て記入してください
⇒ ⑥欄「⑧配偶者障害」に必要事項を全て記入してください
⇒ ⑥欄「⑬障害」に必要事項を全て記入してください

⇒ 他の申告される方の必要事項を全て記入してください
(④欄「①～③」⑤欄「④～⑧」⑥欄「⑨～⑬」)

⑥欄「扶養親族」の年齢について、令和6年中に次の年齢になる

16歳（平成20年1月2日～平成21年1月1日生まれ）
19歳（平成17年1月2日～平成18年1月1日生まれ）
23歳（平成13年1月2日～平成14年1月1日生まれ）
70歳（昭和29年1月2日～昭和30年1月1日生まれ）

⇒ ⑥欄「⑩種別」については「特定」に○をしてください

⇒ ⑥欄「⑩種別」については「老人」に○をしてください

④欄「③配偶者はいますか？」について変更がある

いない
いる

⇒ 裏面「寡婦・ひとり親の申告」のフローチャートにしたがって○をしてください

⇒ フローチャートの結果が①、③のどちらかに該当する場合は裏面の子または扶養親族の氏名（続柄）を記入し合計所得の見積額を○で囲んでください（②の寡婦で扶養親族がない場合は記入不要）

⇒ 申告される方の必要事項を全て記入してください
(④欄「①～③」⑤欄「④～⑧」⑥欄「⑨～⑬」)

同居、別居、非居住者の区分に変更がある

配偶者
扶養親族

⇒ ⑥欄「⑥同居、別居、非居住者の区分」の該当するものに○をしてください
⇒ ⑥欄「⑪同居、別居、国外居住の区分」の該当するものに○をしてください

別居
非居住者（国外居住）

⇒ 別途書類を添付する必要あり（手引きP7参照）

⇒ ⑥欄「⑭摘要」に対象者の氏名と住所を記入してください（手引きP6参照）

令和5年分で個人番号（マイナンバー）を記入していない扶養親族等を令和6年分も申告する方

⇒ 申告する方の個人番号（マイナンバー）を含む全ての必要事項に記入をしてください
(④欄「①～③」⑤欄「④～⑧」⑥欄「⑨～⑬」)

「変更なし」欄が***で消されている方

※「変更なし」欄が***で消されており、申告する事項がない方

令和6年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き

詳しくは、この手引きをご覧ください。

大阪市職員共済組合

必ずお読みください

- 「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、本手引きを参照してください。
- 「扶養親族等申告書」内の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和5年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和5年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。
令和6年分の申告書を提出する場合は、「扶養親族等申告書」の「変更あり」の□に必ず✓をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。
- 「扶養親族等申告書」内の「変更ありに該当する方」1～8以外にも、職場を退職したこと等により令和6年から人的控除を希望する場合は、「変更あり」の□に✓をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。
- 控除対象配偶者及び扶養親族がない方かつ本人が障害者及び寡婦・ひとり親に該当せず、令和6年中に退職所得を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がない方は提出不要です。

《提出にあたって》

提出期限は、令和5年11月6日（月）です。

○提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。

- ※同封の返信用封筒に84円切手を貼りご提出ください。なお、別途料金が加算されますが、書留等配達状況が記録される郵便方法をご希望の方はお近くの郵便局でご相談ください。
- ※令和5年分の源泉徴収票は令和6年1月下旬頃に送付します。
- ※この申告書に必要な書類以外の他のお手紙等は添付しないでください。

お問い合わせ先

大阪市職員共済組合 年金係

電話が混み合い繋がりにくい場合がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないよう、よろしくお願いいたします。

受付時間：月～金曜日（平日）

9:00～17:30（12:15～13:00を除く）

06-6208-7547

06-6208-7548

06-6208-7549

申告書の提出が不要な方

以下の①②③のすべてに該当する場合、提出は不要です。

- ①控除対象となる配偶者または扶養親族がない。
- ②本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ③令和6年中に退職所得を受ける見込みのある控除対象配偶者または扶養親族がない。

『令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

令和5年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

1 令和5年分から「変更なし」で申告します。

→提出年月日、A受給者欄の氏名及び電話番号を記入し、ご提出ください。
他の項目の記入は不要です。

2 令和5年分から「変更あり」で申告します。

→令和5年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。
※変更なし欄に「*」が印字されている方で令和6年分の申告書を提出する場合は、変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。

提出年月日 令和 ○ 年○○ 月○○ 日

A 受給者	
氏名	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
生年月日	明 太 昭 年 月 日 性別
本人障害欄	年間所得の見積額が900万円を超える場合は、右の□に✓をしてください。

○申告書の内容をご確認ください。

前年から「変更なし」の場合
⇒「□（変更なし）」の□に✓をしてください。

前年から「変更あり」の場合
⇒「□（変更あり）」の□に✓をしてください。

○提出年月日を記入してください。

○A欄の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名（フリガナ）をご確認ください。

※代理の方が記入する場合は申告書④欄に
代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

○A・B・C欄を訂正または追加してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は不要です（下記の＜訂正の例＞、＜抹消の例＞を参照してください。）。

※黒ボールペン等でご記入ください。

（例は朱字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペンで訂正してください。）
（書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください。）

＜訂正の例＞

B 控除対象となる配偶者	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
氏名	ネンキン ユサコ ユミコ 年金 由里子 由美子

＜抹消の例＞

B 控除対象となる配偶者	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
氏名	ネンキン ユサコ ユミコ 年金 由里子

※B・C欄の記入が不要な場合
控除対象となる配偶者、親族がない場合

○D欄を記入してください。

記入事項については、本手引き6ページをご覧ください。

○封筒に切手を貼って提出

法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。

※記入例については、別紙の「令和6年分『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』記入例」をご参照ください。

年金に係る源泉徴収税額について

(1)ご本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しますか？

該当する

該当しない

(2)控除対象となる配偶者または扶養親族がいますか？

いる

いない

(3)配偶者または扶養親族に、令和6年中に退職所得を受ける見込みのある方がいますか？

いる

いない

提出が不要※

提出が必要
提出いただくことで、所得税と翌年の個人住民税で該当する控除が受けられます。

提出が必要
提出いただくことで、翌年の個人住民税で該当する控除が受けられます。

※ 提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率(5.105%)は変更ありません。

「扶養親族等の内訳」欄について

「令和5年扶養親族等の内訳欄」 ⇒
(申告書左側中段に記載あり)

扶養親族等の内訳	課税区分	本人		源泉控除対象配偶者	扶養者数				障害		非居住者親族		
		寡婦等	障害者		特	老	16歳未満	一般	特別	普通			
令和5年	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス

※課税区分(ア)が「3」「4」の方は令和5年の「イ〜ス」欄の表示は全て「***」になっています。

令和5年の課税区分欄	ア	令和5年分の扶養親族等申告書を提出された方であれば「1又は2」 令和5年分の扶養親族等申告書を提出されていない方であれば「3」 令和5年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった方であれば「4」
寡婦等欄	イ	本人が寡婦であれば「1」 本人がひとり親であれば「4」
本人障害欄	ウ エ	本人が特別障害者であれば「1」 本人が普通障害者であれば「1」
源泉控除対象配偶者欄	オ	控除対象配偶者がいれば「1」 その配偶者が70歳以上であれば「2」 ※1
扶養者数欄 (配偶者を除く)	カ キ ク ケ	扶養親族のうち【19歳以上23歳未満】の人がいればその人数 扶養親族のうち【70歳以上】の人がいればその人数 扶養親族のうち【16歳未満】の人がいればその人数 「カ」、「キ」、「ク」の他に扶養親族の人がいればその人数
障害欄 ※2	コ サ シ	扶養親族のうち特別障害者で「同居」の人がいればその人数 扶養親族のうち特別障害者で「別居」の人がいればその人数 扶養親族の中に普通障害者がいればその人数
非居住者親族欄	ス	扶養親族に非居住者がいればその人数

※1 70歳以上の配偶者の年間所得の見積額が48万円超〜95万円以下の場合は「1」

※2 年間所得の見積額が48万円を超える場合は、障害者である場合であっても、障害の人数に含まれません。

記入項目について①

令和5年分から扶養状況に変更がありましたか？

※①～③欄の記入内容をご確認いただき、必ずどちらか一方に☑をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「変更なし」に☑をし、提出年月日、①欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「変更あり」に☑をし、提出年月日、①欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

●扶養親族等申告書に記載すべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、申告書を提出する日の現況により判定してください。所得金額および年齢については次のとおりです。

所得金額・・・申告書を提出する時点の現況により見積もった令和6年1月1日から

令和6年12月31日までの合計所得額

年齢・・・令和6年12月31日の現況

●扶養親族等の氏名について

控除対象配偶者や扶養親族の氏名の漢字については、JIS第一、第二水準内の規格での登録となりますので、異体字や旧字体については、カタカナや新字体に置き換えて登録しています。

A 「受給者」欄

① 本人障害【手引き12ページ「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、手帳の種類いずれかに○をし、障害等級、交付年月日などをご記入ください。

障害を示す書類（手帳の写しなど）は不要です。

② 本人所得【手引き8～10ページ「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

本人の年間所得の見積額が90万円を超える場合は、□に✓をしてください。

※手引き11ページ「本人所得」及び「配偶者の区分」についてを参照

③ 寡婦・ひとり親の申告【申告書裏面 寡婦・ひとり親の判別方法を参照】

配偶者がいない場合は、申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当したものの□に✓をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

配偶者を源泉控除対象者として申告する場合は⑧へ進んでください。

配偶者以外に、申告する扶養親族がいる場合は、⑨へ進んでください。

B 「控除対象となる配偶者」欄

④ 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限ります。）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

記入項目について②

⑤ 配偶者の区分【手引き8～10ページ「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は□に✓をしてください。

それ以外の場合は年間所得の見積額（所得の見積額がマイナスとなる場合は、ゼロ）を必ずご記入ください。

また、配偶者が令和6年中に退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を○で囲み、退職所得を除いた年間所得の見積額を必ずご記入ください。

個人番号（マイナンバー）欄について

・「収録済」と印字されている場合→記入は不要です。

前回提出してから個人番号（マイナンバー）の変更がある場合は、「変更あり」の□に✓し、申告書の⑩欄の⑭に該当者の氏名と変更後の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。海外にお住まい等の理由で個人番号（マイナンバー）をお持ちでない方は、申告書の⑩欄の⑭に該当者の氏名およびお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

・「未収録」と印字されている場合→「変更あり」の□に✓をして、該当者の個人番号をご記入ください。個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の添付は不要です。個人番号を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

⑥ 同居・別居・非居住者の区分

【手引き7ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照。】

受給者と同居か別居か非居住者（国内に住所を有しない方）のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

⑦ 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上で年間所得の見積額が48万円以下の場合、「老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和30年1月1日以前に生まれた方）を「老人」と省略して記載しています。

⑧ 配偶者障害【手引き12ページ「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

記入方法は①をご覧ください。

※配偶者が障害者に該当しても、年間所得の見積額が48万円を超える場合は障害者控除の対象外です。

C 「扶養親族」欄

⑨ 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

控除対象扶養親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上：平成21年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：扶養親族のうち、平成21年1月2日以降に生まれた方

⑩ 特定・老人・16歳未満の種別【手引き12ページ「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは】を参照】

扶養親族がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

記入項目について③

11 同居等の区分・国外居住の有無【手引き7ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をして、⑩欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

なお、いずれの条件にも該当しない場合、区分は記入不要です。

(1) 対象者の年齢が16歳以上30歳未満、または70歳以上である場合

「別居」、「国外居住」、「30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

(2) 対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「別居」、「国外居住」、「留学」に○をしてください。

②対象者が障害者に該当する場合

「別居」、「国外居住」、「障害者」に○をしてください。

また、申告書の⑬「障害」欄もご記入ください。

③対象者が受給者から生活費または教育費に充てるため送金を年間38万円以上受ける見込みである場合

「別居」、「国外居住」、「年38万円以上送金」に○をしてください。

12 年間所得の見積額【手引き8～10ページ「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

扶養親族の令和6年の年間所得の見積額を計算し、「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○をしてください。

また、扶養親族が退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に○をして、退職所得を除いた年間所得の見積額をご記入ください。

13 障害【手引き12ページ「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

D 「摘要」欄

14 摘要

摘要欄には以下に該当する場合に記入してください。

- ・代理の方が記入する場合→代筆した旨と代筆者の氏名
- ・控除対象配偶者、扶養親族が別居している場合→別居の方の氏名と住所
- ・控除対象配偶者、扶養親族が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合→非居住者の氏名と住所（別途添付が必要な書類があります。手引き7ページを参照してください）
- ・同一生計内に所得者が2人以上いる場合→その扶養親族およびその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
- ・控除対象配偶者、扶養親族が個人番号（マイナンバー）を変更した場合→扶養親族の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）

国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合

○「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

○「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、親族関係書類（※）を申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り。）

○配偶者が国外居住（非居住者）である場合

控除対象となる配偶者が国外居住（非居住者）である場合は、申告書の⑥「同居、別居、非居住者」欄の「非居住者」に○をして、申告書の⑩欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

○配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）である場合

<控除対象となる要件>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合は、このような要件はありません。）。

扶養親族が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得の見積額が48万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

①対象者の年齢（※1）が16歳以上30歳未満、または70歳以上であること

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと

③対象者が①に該当せず、障害者（※2）に該当すること

④対象者が①に該当せず、年金受給者から、その年において生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みであること

※1 16歳以上30歳未満 = 平成7年1月2日～平成21年1月1日生まれの方

70歳以上 = 昭和30年1月1日以前生まれの方

※2 障害者に該当するかは、12ページ「普通障害者」「特別障害者」とは」をご覧ください。

<記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、申告書の⑩「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をして、⑩欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

なお、上記①から④いずれにも該当しない場合は、区分の○は記入不要です。

上記の①、③、④に該当する場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

また②に該当する場合は、「親族関係書類」と併せ、「留学の事実がわかる書類」（※）を添付してください。

③または④に該当する場合の「障害状態を証明する書類」、「送金を証明する書類」は添付不要です。

※現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの（外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です）。

○前年に非居住者として申告した扶養親族が30歳に到達する場合

前年に非居住者（「30歳未満・70歳以上」）として申告した扶養親族が、令和6年に「30歳以上」となる場合、令和6年分の控除対象となくなります。

令和6年分に引き続き控除を受けるためには、上記<控除対象となる要件>の②～④のうち申告書の該当する区分に○を記入のうえ、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を計算していただき、その金額を合計した額が所得の見積額となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額 (A)」 - 「公的年金等控除額」 = 「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合※の公的年金等控除額

年金を受け取る方の年齢	その年に受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和35年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
65歳未満 (昭和35年1月2日以降生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合の年間所得の見積額
145万円 (受け取る年金額) - 110万円 (公的年金等控除額) = 35万円 (年間所得の見積額)

《計算例②》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合の年間所得の見積額
50万円 (受け取る年金額) - 60万円 (公的年金等控除額) = 0万円 (年間所得の見積額) (※)
※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の年間所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

共済組合が行う年金からの源泉徴収ではこの控除額の差額は適用されません。

「年間所得の見積額」の計算方法②

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額 (B)」 - 「給与所得控除額」 - 「所得金額調整控除額」 = 「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額
90万円 (給与の収入金額) - 55万円 (給与所得控除額) = 35万円 (年間所得の見積額)

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 年金所得額 (※) + 給与所得控除後の給与等の額 (※) - 10万円
(※) 10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円 (年金所得70万円)
および給与収入額が200万円の場合

給与所得控除額 : 200万円 (給与の収入金額) × 30% + 8万円 = 68万円
所得金額調整控除額 : 10万円 (年金所得の上限額) + 10万円 (給与所得の上限額) - 10万円 = 10万円
給与所得額 : 200万円 (給与の収入金額) - 68万円 (給与所得控除額) - 10万円 (所得金額調整控除額) = 122万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額 (※) - 850万円) × 10%
(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額 : 195万円
所得金額調整控除額 : (1,000万円 (給与の収入の上限額) - 850万円) × 10% = 15万円
1,200万円 (給与の収入金額) - 195万円 (給与所得控除額) - 15万円 (所得金額調整控除額) = 990万円 (年間所得の見積額)

「年間所得の見積額」の計算方法③

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。
長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

○計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

○退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職手当の金額の計算方法などについて、詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
譲渡所得	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額
雑所得（公的年金等以外）	総収入金額 - 必要経費

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

「本人所得」及び「配偶者の区分」について

<配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除※1	
	900万円超	障害者控除※2		控除対象外※3

※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

配偶者や扶養親族が退職所得を受ける見込みである場合

○所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得の見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

扶養親族等申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得の見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

○お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた年間所得の見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

⇒配偶者または扶養親族が令和6年に退職所得を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「（退職所得を含んだ）年間所得の見積額」とは別に、「退職所得を除いた年間所得の見積額」をご記入ください（退職所得の計算方法は、10ページをご確認ください）。

「退職所得を除いた」年間所得の見積額を記入し、提出されると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。

配偶者または扶養親族が退職所得を受ける見込みがない場合は、「退職所得を除いた」年間所得の見積額の記入は不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

○前年に「退職所得あり」で配偶者・扶養親族を申告された方

令和6年に退職所得を受ける見込みがない場合、配偶者の場合は年間所得の見積額を記入し、扶養親族の場合は「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○を記入して、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「前年から変更なし」で提出されると、前年と同じ金額の退職所得を受ける見込みであるという内容の申告になりますので、ご注意ください。

用語の説明

○「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです（詳細は国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。）。

障害者に該当しても、該当者の年間所得の見積額が48万円を超える場合は、障害者控除の対象となりません。

障害者	障害者区分	
	特別障害者	普通障害者
(1)精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	該当する全ての方	
(2)精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	重度と判定された方	中度または軽度と判定された方
(3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が1級の方	左の程度以外の方
(4)身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	障害の程度が1級または2級の方	3級から6級までの方
(5)戦傷病手帳の交付を受けている方	障害の程度が特別項症から第3項症までの方	左の程度以外の方
(6)原子爆弾の被爆による障害のある者として厚生労働大臣の認定を受けている方	該当する全ての方	
(7)常に就床を要し複雑な介護を要する方	該当する全ての方	
(8)年齢65歳以上で、【昭和35年1月1日以前に生まれた方】で、市町村長や福祉事務所長から(1)、(2)、(4)に準ずる障害があると認定されている方	(1)、(2)、(4)の特別障害者と同程度の重度の障害がある方	左の程度以外の方

※介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることはできません。詳しくは市役所等にお問い合わせください。

※「常に就床を要し複雑な介護を要する方」とは、その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態であると認められる方のことです。該当する場合は「内容」欄に「寝たきり」等の状態を記入してください。

○「寡婦」「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方です。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係（※3）	控除の区分控除額（年額）
500万円以下 （※1）	男性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
	女性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
		扶養親族がいない	死別・生死不明 婚姻歴あり	寡婦 （27万円）
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴あり	寡婦 （27万円）

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※3：住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

○「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「老人扶養親族」とは、昭和30年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。